

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案の概要

戦没者等の遺族について、平成17年4月1日から平成21年3月31日までの間に、恩給法の公務扶助料等を受給する遺族がいなくなった場合に、残された遺族に対して特別弔慰金を支給する。
(平成21年4月1日施行)

- 額面 24万円(4万円×6年償還)
- 対象件数 5万件
- 国債費総額 120億円

(参考)

1. 特別弔慰金制度の概要

- 先の大戦において公務等のため国に殉じた軍人、軍属及び準軍属の方々に思いをいたし、終戦20周年、30周年、40周年、50周年、60周年という特別な機会をとらえ、国として弔慰の意を表すために支給。
- 対象者は、戦没者等の遺族(三親等内親族)であって、他に恩給法の公務扶助料や援護法の遺族年金等を受けている遺族(主として配偶者)がいない者。

2. 今回の特別弔慰金支給の趣旨

- 前回支給した特別弔慰金の基準日(平成17年4月1日)以降、公務扶助料や遺族年金等の受給権者が失権(死亡)するケースが多数生じていることから、残された遺族に対して国として弔慰の意を表すため支給することとするもの。

○これまでの支給実績等について

